

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
1	農務課	諸証明交付事務	法令に基づき、諸証明を交付するため。	農業者およびその世帯員	■	□	□	□	□
2	農務課	農業者年金補完事務	（独）農業者年金基金より委託を受け、届出の受付及び基金への送付、加入推進のため。	農業者年金加入者および受給者	■	□	□	■	□
3	農務課	全国農業者新聞購読あっせん事務	農業委員会ネットワーク組織が発行する全国農業新聞の普及のため。	農業者および農業に興味のある方	■	□	□	■	□
4	農務課	耕作放棄地解消事務	耕作放棄地の再生支援のため。	農業者	■	□	□	■	□
5	農務課	農地利用状況調査事務	農地の利用状況の調査のため。	調査員、農地所有者	■	□	□	■	□
6	農務課	農地利用意向調査事務	遊休農地の所有者に今後の利用意向を調査するため。	遊休農地所有者	■	□	□	□	□
7	農務課	農業委員会に関する事務	農業委員会総会の開催、傍聴に関する事務、報酬の支払いのため。	農業委員会委員	■	□	□	■	□
8	農務課	農地台帳等に関する事務	農家台帳の整備および農地の地図の公表に関する事務。また農地の活用の促進を図るため、インターネットの利用その他の方法によってそれらを公開するため。	農地所有者	■	□	□	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目(※2)				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
9	農務課	水稻生産実施計画等事務	水田施策の適正な施行を図るため、管内の水田情報をデータにて管理、各農家の営農状況を把握するため。	水田所有者及び水田耕作者	■	■	□	□	□
10	農務課	農業委員会主催婚活イベント事務	農業者、農業後継者の結婚対策に寄与するため。	参加申込者	■	■	□	□	□
11	農務課	認定農業者関係事務	認定申請及び認定農業者の把握のため。	認定農業者	■	■	□	■	□
12	農務課	農業制度資金に関する事務	農家による農業制度資金借入に伴う資金計画の審査及び管理具担軽減に伴う利子補給事務のため。	農業者	■	■	□	■	□
13	農務課	新規就農者に関する事務	認定申請及び新規就農者の把握のため。	新規就農者	■	■	□	■	□
14	農務課	農業次世代人材投資事業に関する事務	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、国・県・JA・農業委員会と連携し、就農直後の経営確立に資する資金を交付するため。	農業次世代人材投資資金交付申請者、交付対象者、交付修了者	■	■	□	■	□
15	農務課	県営中山間地域総合整備事業事務	土地改良法手続き事務のため。	受益者、地権者	■	□	□	□	□
16	農務課	中山間地域農業生産基盤整備促進事業事務	申請手続き事務のため。	地権者、担い手	■	□	□	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
17	農務課	経営体育成基盤整備事業事務	土地改良法手続き事務のため。	受益者、地権者、担い手	■	□	□	□	□
18	農務課	県営基幹農道整備事業事務	申請手続き事務のため。	受益者、地権者	■	□	□	□	□
19	農務課	県営かんがい排水事業事務	土地改良法手続き事務のため。	受益者、地権者	■	□	□	□	□
20	農務課	県営農村環境整備事業事務	申請手続き事務のため。	受益者、地権者	■	□	□	□	□
21	農務課	共同施工土地改良事業事務	土地改良法手続き事務のため。	受益者、地権者、担い手	■	□	□	□	□
22	農務課	土地改良施設保全計画策定事業事務	申請手続き事務のため。	受益者、地権者	■	□	□	□	□
23	農務課	占用許可事務	申請手続き事務のため。	地権者	■	□	□	□	□
24	農務課	県営ため池、ため池防災事業事務	土地改良法手続き事務のため。	受益者、地権者	■	□	□	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目(※2)				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
25	農務課	農地、施設災害事務	申請手続き事務のため。	受益者、地権者	■	□	□	□	□
26	農務課	県単土地改良事業事務	申請手続き事務のため。	受益者、地権者	■	□	□	□	□
27	農務課	市単土地改良事業事務	発注・施工のため。	受益者、地権者	■	□	□	□	□
28	農務課	維持管理適正化事業事務	申請手続き事務のため。	受益者、地権者	■	□	□	□	□
29	農務課	土地等賃貸借契約事務	契約事務のため。	地権者	■	□	□	□	□
30	農務課	多面的機能支払交付金事業に関する事務	申請手続き業務、対象農用地確認、協定団体設立に係る業務のため。	参加協定団体及び個人	■	□	□	□	□
31	農務課	中山間地域直接支払交付金事業に関する事務	申請手続き業務、対象農用地確認、協定団体設立に係る業務のため。	参加協定団体及び個人	■	□	□	□	□
32	農務課	有害鳥獣捕獲事業に関する事務	有害鳥獣による農林水産物に対する被害の防止を図るため、捕獲等を行った者への報償金交付及び捕獲檻設置者に対し補助金を交付するため。	有害鳥獣捕獲者 補助事業申請者	■	□	■	■	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目(※2)				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
33	農務課	捕獲許可に関する事務	野生鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止及び軽減を図るため。	許可申請者	■	□	■	□	□
34	農務課	下呂市鳥獣害防止総合対策協議会に関する事務	有害鳥獣による農林水産物に対する被害の防止を図るため、国、県の補助金を活用し総合的な対策を行うため。	協議会委員 補助事業申請者	■	□	□	□	□
35	農務課	有害鳥獣防除対策に関する事務	有害鳥獣による農林水産物に対する被害の防止を図るため、侵入防止柵等を設置した者に補助金を交付するため。	補助事業申請者	■	□	□	■	□
36	農務課	下呂市鳥獣被害対策実施隊に関する事務	下呂市鳥獣被害防止計画に基づく有害鳥獣の捕獲等の被害防止施策を適切に実施するため。	実施隊員	■	□	■	■	□
37	農務課	人農地プランに関する事務	地域における人と農地の問題を解決するために、集落における話し合いを実施し人・農地プランを作成するため。	人・農地プラン集落	■	□	■	■	□
38	農務課	集落営農に関する事務	集落営農を推進し、農業経営の安定と集落環境の保全を図るため。	集落営農関係者	■	□	■	■	□
39	農務課	農地法に基づく各種許認可事務	農地法に基づき農地の適正管理、農業者の地位向上等を行うため、各種申請書や届出書等を受理し、行政処分を決定するため。	申請者	■	■	■	■	□
40	農務課	農地中間管理事業事務	農地の所有者と借受希望者のマッチングを行うために必要な事務を行うため。	土地所有者、借受希望者	■	■	□	■	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
41	農務課	畜産振興補助事業事務	補助金交付のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
42	農務課	和牛特別導入事業事務	基金貸付のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
43	農務課	資金融資事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
44	農務課	畜産係所管施設契約事務	補助金交付、農家支援のため。	契約者	■	□	□	■	□
45	農務課	畜産クラスター事業事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
46	農務課	耕畜連携・飼料米利用事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
47	農務課	自給飼料事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
48	農務課	和牛登録事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
49	農務課	和牛繁殖台帳管理事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
50	農務課	和牛改良組合事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
51	農務課	飛騨和牛生産協議会事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
52	農務課	第12回全国和牛共進会事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
53	農務課	和牛共進会事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
54	農務課	飛騨和牛改良協議会事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
55	農務課	和牛育種組合事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
56	農務課	和牛受精業務事業事務	補助金交付のため。	家畜人工授精師	■	□	□	■	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目(※2)				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
57	農務課	家畜・家禽頭羽数調査事務	畜産農家の家畜・家禽飼養状況調査のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
58	農務課	県営基幹農道堆肥処理施設に関する事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
59	農務課	牧場管理組合委託事務	牧場運営のため。	管理組合、畜産農家	■	□	□	■	□
60	農務課	市営牧場の管理事務	牧場運営のため。	管理組合、畜産農家	■	□	□	■	□
61	農務課	牧場補助事業事務	牧場運営のため。	管理組合、畜産農家	■	□	□	■	□
62	農務課	遊休農地活用放牧に関する事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
63	農務課	養豚・養鶏・養蜂に関する事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
64	農務課	高病原性鳥インフルエンザ対策に関する事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
65	農務課	家畜診療関係事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
66	農務課	家畜自衛防疫事業に関する事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
67	農務課	家畜診療に関する事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
68	農務課	各種伝染病に関する事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
69	農務課	各遺伝病に関する事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
70	農務課	家畜防疫に関する事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
71	農務課	家畜検診に関する事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□
72	農務課	動物用医薬品の管理事務	農家支援のため。	畜産農家	■	□	□	■	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
73	林務課	林道事業事務	林道改良工事等に伴う個人情報の運用のため。	市内森林の所有者	■	□	□	□	□
74	林務課	自然公園法に基づく（国立・国定・県立）公園における行為の許可申請事務	自然公園内における行為の許可申請に伴う個人情報運用のため。	申請者	■	□	□	□	□
75	林務課	伐採及び造林に関する事務	森林所有者が森林の立木を伐採する場合に、事前に伐採及び伐採後の造林計画を届出することが義務づけられており、市町村森林整備計画に適合した施業が行われているかを確認することを目的としている。間伐を含む伐採届等の受付、造林等の確認のため。	森林所有者および伐採施業事業者	■	□	□	□	□
76	林務課	保安林内における立木の間伐届の受理等の事務	保安林内における立木の間伐届の受理等に伴う個人情報運用のため。	森林所有者および間伐施業事業者	■	□	□	□	□
77	林務課	各種協議会事務	加盟している各種協議会からの依頼を受けた会議への委員としての出席、負担金等の支払事務及び林業振興のため。	各協議会委員関係者	■	□	□	□	□
78	林務課	林業グループ活性化事業補助申請受理・交付事務	地域に密着した林業経営や調査研究を推進する林業団体への支援に伴う個人情報運用のため。	市内林業グループの代表者	■	□	□	□	□
79	林務課	益田林業グループ連絡協議会事務局事務	岐阜県林業グループ連絡協議会への市内林業グループ加入者の報告に伴う個人情報運用のため。	市内林業グループ加入者	■	□	□	□	□
80	林務課	森林整備地域活動支援交付金補助申請・交付等の事務	森林整備に係る地域団体の活動事業費への支援に伴う個人情報運用のため。	市内森林の所有者	■	□	□	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目(※2)				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
81	林務課	公共森林作業路開設支援事業補助申請・交付事務	公共森林整備事業費に対する嵩上げ補助金支給に伴う個人情報運用のため。	市内森林の所有者	■	□	□	□	□
82	林務課	森林病虫害駆除等事業の申請・要望等の事務	森林病虫害により景観等に影響を及ぼす枯損木伐倒等に伴う個人情報運用のため。	市内森林の所有者	■	□	□	□	□
83	林務課	治山事業補助金申請・要望等の事務	治山事業施設の流末処理施設等の補助、県要望に伴う個人情報運用のため。	市内森林の所有者	■	□	□	□	□
84	林務課	清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助申請等の事務	県単独補助による里山林整備・危険木除去・枯損木処理のため。	市内自治会等団体の代表者 森林造成組合 市内森林の所有者	■	□	□	□	□
85	林務課	地域材需要促進事業補助申請・交付等の事務	地域材使用に掛る費用、産直住宅普及活動費等への一部助成に掛る個人情報の運用のため。	申請者	■	□	□	■	□
86	林務課	間伐等森林整備促進事業補助申請受理・交付事務	補助対象外の間伐事業や森林境界明確化事業に対する個人情報運用のため。	市内森林の所有者	■	□	□	□	□
87	林務課	乗政風景林用地借上負担金支出事務	乗政風景林用地借上に掛る個人情報運用のため。	乗政区長	■	□	□	□	□
88	林務課	林業団体活動経費支出事務	林業振興にかかる団体役員等の活動出役報酬、会議費等に伴う個人情報運用のため。	市内森林の所有者	■	□	□	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目(※2)				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
89	林務課	林地台帳の整備・管理事務	森林の土地地番・所有者情報の整備に伴う個人情報運用のため。	市内森林の所有者	■	□	□	□	□
90	林務課	里山林種転換事業の申請受理・交付等の事務	里山林の促進を目的とした広葉樹苗木等配布活動に伴う個人情報運用のため。	市内自治会等団体の代表者	■	□	□	□	□
91	林務課	国・県等の苗木配布事業の申請受理・進達事務	国・県等の実施する広葉樹苗木等配布事業に伴う個人情報運用のため。	市内自治会等団体の代表者	■	□	□	□	□
92	林務課	市単作業路整備事業の補助申請受理・交付等の事務	公共補助対象外の作業道開設等にかかる市単独補助に伴う個人情報運用のため。	市内森林の所有者	■	□	□	□	□
93	林務課	木質バイオマス利用促進事業補助申請受理・交付等の事務	未利用間伐材の地域協働による搬出利用経費補助に伴う個人情報運用のため。	市内森林の所有者	■	□	□	□	□
94	林務課	間伐材安定供給支援事業補助申請・交付事務	経営計画策定団地から搬出される低質間伐材の搬出経費補助に伴う個人情報運用のため。	市内森林の所有者	■	□	□	□	□
95	林務課	県営林道開設事業事務	県代行業務による基幹林道の開設及び改良事業に伴う個人情報運用のため。	市内森林の所有者	■	□	□	□	□
96	林務課	治山・林道維持補修事業事務	治山・林道維持補修に掛る個人情報運用のため。	市内森林の所有者	■	□	□	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目(※2)				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
97	林務課	林道災害復旧事業事務	林道災害復旧工事に伴う個人情報の運用のため。	市内森林の所有者	■	□	□	□	□
98	林務課	自伐林家型地域森林整備事業の補助申請等の事務	県間接補助事業による中小規模森林所有者が行う森林整備への支援に伴う個人情報運用のため。	市内森林の所有者	■	□	□	□	□
99	林務課	森林・山村多面的機能発揮対策交付金の申請受理・進達事務	国事業による団体が行う森林整備等への支援に伴う個人情報運用のため。	市内林業団体の代表者、市内森林の所有者	■	□	□	□	□
100	林務課	森林経営計画認定事務	森林経営計画の認定に伴う個人情報の運用のため。	市内森林の所有者	■	□	□	□	□
101	農務課	環境保全型農業直接支払交付金事業に関する事務	申請手続き業務、対象農用地確認、事業実施に係る業務のため。	参加協定団体及び個人	■	□	□	□	□
102	農務課	元気な農業産地構造改革支援事業補助申請・交付等の事務	農業者の農業機械購入に係る費用の補助金交付のため。	農業者	■	□	■	□	□
103	農務課	スマート農業技術導入支援事業補助申請・交付等の事務	農業者の農業機械購入に係る費用の補助金交付のため。	農業者	■	□	■	□	□
104	林務課	森林経営管理法	森林経営管理法に基づき個々の山林の管理について調査照会等を行うため	市内森林の所有者	■	□	□	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。